



自己点検・評価報告書

2015（平成27）年度

 白百合女子大学

1 理念・目的

①理念・目的の明確化

【現状】

▶《達成度評価関連》

白百合女子大学の教育理念・目的は、白百合女子大学学則（以下、学則）第1条に「建学の精神」ならびに「教育目標」として明文化されている。すなわち、「建学の精神」に関しては「白百合女子大学における教育の基本理念はキリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成にある」と定められ、「本学の母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす」ことを目的としている。そのために、本学では「教育目標」として「真・善・美」を掲げている。具体的には、「真理の探究という知性の絶えざる研磨に加え、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人々への誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求し、自己と自己をとりかこむ一切のものの中に美を見出し、また謙虚さに根ざした畏敬の念を感受してゆくこと」に教育目標を置いている。真理の探究は大学教育の使命であるが、実利としての知識に終わるものではない。人間は、過ぎ去ることのない真理と価値に向かって開かれた存在であり、このような真理や価値に対して目が開かれることによって、善への志向が育まれていく。それが内的豊かさを涵養すると同時に、他者への愛となって実践される人格の実りをもたらす。本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会は、17世紀末の創立以来、教育・福祉を中心とする愛に基づく実践を行ってきたが、その精神は本学にも受け継がれている。校名と校章の「白百合」の花が象徴するように、カトリック女子大学のミッションとして、「清楚、謙虚さの中に気品を保ち、豊かな人間性と広い視野のうえに専門的な知識を備えた自立的女性」の育成を目指している。

白百合女子大学大学院の理念・目的については、白百合女子大学大学院学則（以下、大学院学則）第1条に「キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針とし、学部における学術研究の基礎の上に、更に深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与することを目的とする」と定めている。

▶《基盤評価関連》

文学部の各学科・専攻が養成する人材については、学則第3条の2に次のように定めている。

国語国文学科は、日本の言葉や文学を見つめ直し、調査・研究する力を身につけることを通して、豊かな教養と柔軟な発想をもった人材の育成を目的とする。

フランス語フランス文学科は、フランス語圏の言語・文化・文学の総合的な学習を通して、高度な言語運用能力と異文化理解に立脚した教養を身につけた人材の育成を目的とする。

英語英文学科は、英語圏の言語・文化・文学の研究を通して、海外だけでなく自国の文化をも再評価できる広い視野を培い、国際的に活躍できる人材の育成を目的とする。

児童文化学科児童文学・文化専攻は、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究と絵本・童話などの創作を通して、想像力と創造力をもった人材の育成を目的とする。

児童文化学科発達心理学専攻は、人間の生涯発達とその臨床的な対応について、発達心理学の立場から研究・教育を行い、幅広い分野で専門的な発達支援を行う人材の育成を目的としている。

大学院文学研究科の各専攻が養成する人材については、大学院学則第3条第2項に次のように定めている。

発達心理学専攻（修士課程）は、人間の生涯にわたる心と行動の発達とその臨床的な対応について、発達心理学および発達臨床心理学の立場から専門的に研究・教育を行い、専門的な知識、理論および技能を備え、他の領域の専門家とも連携しつつ幅広い分野で発達支援を行うことのできる人材の養成を目的とする。

発達心理学専攻（博士課程）は、人間の生涯にわたる心と行動の発達とその臨床的な対応について、

発達心理学および発達臨床心理学の立場から専門的に研究・教育を行い、高度に専門的な知識、理論および技能を備え、他の領域の専門家とも連携しつつ幅広い分野で発達支援を行うことができる人材、またこの領域に関する理論と知識の創生に寄与しうる人材の養成を目的とする。

児童文学専攻（修士課程）は、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究を通して、想像力と創造力に基づいた専門的知識をもった人材の養成を目的とする。

児童文学専攻（博士課程）は、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究を通して、想像力と創造力に基づいた専門的知識および高度な研究能力をもった人材の養成を目的とする。

国語国文学専攻（修士課程）は、国語および国語を用いて表現されたもの全般に関する研究をとおして体系的な専門知識を身につけ、研究者、教育者をはじめ、わが国の文化の発展に積極的に寄与しうる人材の養成を目的とする。

フランス語フランス文学専攻（修士課程）は、フランス語、フランス文学・文化およびフランス語教育の研究において体系的に学識を深め、幅広い専門知識と研究能力、言語運用能力を持ち、教育・研究機関のみならず多様な分野において、文化の進展に寄与しうる人材の養成を目的とする。

英語英文学専攻（修士課程）は、イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、英語学・英語教育学の領域において、体系的に学識を深め、高い専門性と幅広い教養を学び、修得した専門知識や研究能力を基盤に、将来、研究職や英語教育の場で活躍できる人材、ならびに高い英語運用力を活用して、国際社会にも寄与しうる人材の養成を目的とする。

言語・文学専攻（博士課程）は、日本語、フランス語、英語およびそれらの言語を用いて表現されたもの全般に関する学術研究の方法を身につけ、国際的・学際的な視野にたつ深い学識と高度な専門的研究能力を磨き、専門分野に新たな知見を加えて、その発展に寄与し、また学識を広く社会に還元できる研究者、教育者の養成を目的とする。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

大学、研究科の理念・目的は、建学の精神に裏打ちされており、学則および大学院学則において、それぞれ目指すべき方向性を明らかにしている。また、人材の育成に関する目的その他の研究上の目的についても、学則および大学院学則において、学部については学科・専攻ごとに、大学院については専攻ごとに明文化されており、大学設置基準第2条の2に定める人材養成目的の公表を適切に行っている。

《改善を要する事項》

特になし。

②理念・目的の学内周知と社会への公表

【現状】

▶《基盤評価関連》

大学、研究科の理念・目的については、教職員に着任時に渡される「白百合女子大学規程集」によって、また毎年、教職員・学生に配布される『白百合女子大学ガイドブック』によって、さらに受験生を含む社会一般に対しては大学 Web サイトを通じて周知・公表している。「大学案内」や「大学院案内」に加えて各種の「学生募集要項」においても、「建学の精神」と「教育目標」の他に、各学科・研究科が定める人材養成の目的を受験生に向けた分かりやすい言葉で知らせている。

新入生には入学式やガイダンス、入学記念ミサで「建学の精神」と「教育目標」に沿った式辞や講話をすることで、また在校生に対しては宗教学科目やキリスト教に関連した各種行事など日々の学生生活を通して建学の精神の涵養に努めている。新規採用職員に対しては、1年ないし1年半の神父講話会への出席を義務づけ、入職時の研修で「建学の精神」と「教育目標」に関する詳細な説明を行っている。

本学は2015年に創立50周年を迎えた。創立50周年記念事業の一環として設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の歩みとその精神や、本学創立に至るまでの歴史について二度のパネル展示を行い、大学 Web サイト上で専用のコーナーを設けて紹介に努めた。また、『白百合女子大学創立50周年記念誌』を編纂・出版し、本学の由来から前史、開学、現代に至るまでの沿革を記録に残すことで、建学の精神と

教育理念を学内外に対して共有するようにした。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

大学、研究科の理念・目的は、教職員・学生・受験生を含む社会一般に対して、適切な方法で周知・公表がなされている。とりわけ、大学創立 50 周年の節目にあたり企画されたさまざまな取り組みにより、大学の建学の精神と教育理念を学内外に広く浸透させる機会がこれまでも増して確保されている。

《改善を要する事項》

特になし。

③理念・目的に関する適切性の検証

【現状】

▷ 《達成度評価関連》

自己点検・評価委員会規程第 2 条において「委員会は、自己点検・評価を実施するために、本学の建学の精神に基づき、大学の教育理念・目的をたえず検証するとともに、次に掲げる事項を行う」と定めており、理念・目的の適切性の検証における責任主体は、自己点検・評価委員会である。自己点検・評価委員会は学長を委員長とする全学組織であり、その意味で、毎年度の自己点検・評価活動において全学的見地から検証が行われている。また、ディプロマ・ポリシー策定などの議論をとおして、各学科・専攻においても検証する機会を持っている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

理念・目的の適切性の検証は、規定に基づき、責任主体・組織、権限が明確化され、かつ定期的に行われている。

《改善を要する事項》

検証の手続については、必ずしも明確ではない。

2 教育研究組織

①教育研究組織の編成

【現状】

▷《達成度評価関連》

本学の設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会は、世界各地で教育・福祉活動に従事してきたが、その精神は本学にも受け継がれている。建学の精神である「カトリシズムの世界観による人格形成」と「知性と感性との調和のとれた女性の育成」を基盤に据えることが、教育組織の編成原理となっている。本学は、1965年に文学部国文学科、仏文学科、英文学科の3学科で開学し、1985年に児童文化学科を増設した。その後、1994年に学科の名称変更を行い、1997年には児童文化学科を児童文学・文化専攻と発達心理学専攻に分け、1学部4学科2専攻（国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科児童文学専攻・発達心理学専攻）となった。現代社会の変化と社会的要請に応え、また本学の状況と社会において果たすべき役割を踏まえて建学の精神をより生かしていくために、2016年4月から新たに人間総合学部を開設し、2学部6学科の体制に移行する。

文学部には、現在、国語国文学科、フランス語フランス文学科、英語英文学科、児童文化学科児童文学・文化専攻、児童文化学科発達心理学専攻が置かれている。言語や文学、文化を通して人間の本質を探り、幅広い知識と教養を身につけ、自己理解・他者理解を深めることによって、他者と共生する眼差しをもった自立的な女性を育むことは、本学の教育理念・目的に沿うものである。各学科・専攻とも文学部として長い歴史と伝統をもつとともに、日本語教育副専攻やグローバルビジネスプログラムの展開、留学の強化など、時代の変化に柔軟に対応し国際的に開かれた姿勢に努めている。2016年4月に開設する人間総合学部には、これまで児童文化学科に属していた児童文学・文化専攻と発達心理学専攻を、それぞれ児童文化学科、発達心理学科とし、さらに幼児教育と児童教育に特化した初等教育学科を新設する。児童文化学科は、児童文学や文化を専門的に研究し、創作も学ぶことのできる国内でも稀な学科である。発達心理学科は、近年増加している人間の発達と心理に関わる諸問題に適切に支援することのできる人材の育成に努めている。初等教育学科は、時代の要請に応じて、人格形成の基本となる乳幼児期の保育と教育を高い専門性の上に行うことのできる人材の育成を目指している。以上はいずれも、日本におけるシャルトル聖パウロ修道女会の活動が、貧しい子どもや病人のための孤児院や施療院、女性の自立を図るための授産所、教育を求める子女のための学校の開設によって始まり、教育と福祉に力を注いでいたことと理念・方向性においても合致するものである。

学科・専攻とは別に、学生を持たない教育研究組織として宗教科（2016年度より「カトリック教育センター」と名称変更）と共通科目（2016年度より「基礎教育センター」と改称）がある。いずれも全学共通科目を担当している。

宗教科は、キリスト教的価値観に基づく人格形成を図ることを目的とし、建学の精神に直結した宗教学科目を、4年間を通して必修で提供している。共通科目は、リベラル・アーツの観点に立ち、基礎的素養や学問の作法、多角的な視点や情報社会への対応を身につけ、自立した女性になるための土台となる多彩な教養科目を用意している。

大学院文学研究科には、発達心理学専攻（修士課程・博士課程）、児童文学専攻（修士課程・博士課程）、言語・文学専攻（博士課程）、国語国文学専攻（修士課程）、フランス語フランス文学専攻（修士課程）、英語英文学専攻（修士課程）が設置されている。各専攻はそれぞれの研究分野において、21世紀における諸問題に取り組み、社会と時代の要請に応えるため、学際的な研究プログラムや、実践的な分野で活躍しうる高度の知見を備えた専門家育成に積極的に取り組んでいる。また、社会に開かれた研究機関として、学生・社会人を問わず、意欲ある人材に対して門戸を開き、より活発な研究環境を作り出すことにも力を注いでいる。

研究施設としては、学則第46条に発達臨床センター、児童文化研究センター、言語・文学研究センター、キリスト教文化研究所、生涯発達研究教育センターを置くことを定めている。

発達臨床センターは、「白百合女子大学建学の精神に則り、発達に関する相談・心理査定および治療教

育等の臨床業務を通じて地域社会に貢献するとともに、臨床心理学領域における研究の発展と、臨床心理学に携わる人材育成に寄与すること」を目的に、1990年に設置された。子どもの発達に関する心理臨床の実践と研究、および学生教育を行っている。

児童文化研究センターは、「白百合女子大学の設立の趣旨並びに目的に基づき、児童文学・児童文化研究者相互の研鑽をはかり、この分野の研究の発展に寄与すること」を目的に、1990年に設置された。貴重な蔵書コレクションを備えており、研究資料の収集・整理、研究プロジェクトの運営や研究会の開催、研究成果の発表や国内外の研究者との交流等を行っている。

言語・文学研究センターは、「白百合女子大学大学院文学研究科の設立の趣旨並びに目的に基づき、国語国文学、フランス語フランス文学、英語英文学の各専門分野に関わる研究者相互の研鑽をはかり、当該分野での研究の発展に寄与すること」を目的に、2000年に設置された。研究論集の発行や講演会・各種研究会の開催、研究プロジェクトの運営、研究資料の収集などを通じて、言語と文学に関する研究を深めている。また、近年の言語・文学研究の学際的傾向に対応して、3専攻による共同研究の中核的な場となっている。

キリスト教文化研究所は、「キリスト教文化・思想およびこれに隣接する文化領域を研究し、白百合女子大学の建学の精神および教育理念を学内外に広めること」を目的に、1988年に開設された。研究論集や所報の発行、キリスト教関連文献や貴重書の収集、講演会や研究会の開催の他、定期的に学外にも開かれたチャペルコンサートを行っている。

生涯発達研究教育センターは、「白百合女子大学建学の精神に則り、生涯発達心理学の基礎的研究と教育を通じて地域・国際貢献に寄与するとともに、生涯発達心理学領域における基礎研究・理論構築の発展を担う人材育成、および生涯発達を支援する教育・保育・福祉実践に携わる人材育成に寄与すること」を目的に、2008年に設立された。調査・研究、教育、保育・教育相談を柱に活動を行っている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

宗教科・共通科目という学生をもたない教育研究組織を置くことは、「豊かな人間性」と「広い視野」を持った人材育成を教育目標に掲げる大学として、建学の精神・教育目標の実現のための特長的な教育研究組織のあり方と言える。教育研究組織は全体として適切であり、2016年4月からの学部新設・学科改組に関する検討をとおして社会の要請との適合性も十分に考慮されている。

《改善を要する事項》

特になし。

②教育研究組織に関する適切性の検証

【現状】

▷ 《達成度評価関連》

教育研究組織の適切性の検証は学長の下で行われている。運営委員会規程第2条により、運営委員会の審議検討内容には「本大学の現在および将来にわたる教育・研究に関する事項」「その他、学長の諮問事項」が含まれるため、学長の判断により、必要に応じて運営委員会にて検討が行われるほか、案件に応じて諮問会議が別に設定され、集中的に検討が行われることもある。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

責任主体は学長であるが、定期的な検証を行う組織として運営委員会や諮問会議が位置づけられているものではなく、またその検証の手続も必ずしも明確ではない。

3 教員・教員組織

①求める教員像と教員組織の編制に関する方針

【現状】

▶《基盤評価関連》

「白百合女子大学教員選考基準」では、任用あるいは昇格候補者について以下のように定めている。

■白百合女子大学教員選考基準（抜粋）

第1条 本学専任教員の任用もしくは昇任の選考に際しては、第2条ないし第5条に示された基準を適用し、かつ候補者が次の条件を具備するか否かを慎重に考慮しなければならない。

- (1) 本学の使命・目的を理解し、その達成に熱意を持つ者であること。
- (2) 教授・准教授・講師は、研究者並びに教育者として十分な適格性を持つ者であること。

第2条 教授の選考は次の各号を勘案して行う。

- (1) 顕著な研究業績を有する者、または博士の学位を有する者（外国における同等の学位を含む）
- (2) 大学において5年以上准教授としての経験を持ち、研究上・教育上の業績を有する者
- (3) 上記各号と同等以上の資格を有すると認められる者

第3条 准教授の選考は次の各号を勘案して行う。

- (1) すぐれた研究業績を有する者
- (2) 大学において3年以上講師としての経験を持ち、研究上・教育上の業績を有する者
- (3) 上記各号と同等以上の資格を有すると認められる者

第4条 講師の選考は次の各号を勘案して行う。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 大学において2年以上助手として経験を持ち、研究上・教育上の能力を有すると認められる者
- (3) 上記各号と同等以上の資格を有すると認められる者

第5条 芸術、体育等については専門の技能に秀でていることをもって業績評価の基準とすることができる。

組織的な教育を実施する上で必要な役割分担、責任の所在を明確に明文化したものはないが、学部は教務委員会、大学院は大学院専門委員会で各学科・専攻が展開するカリキュラムの集約・調整を必要に応じて行っている。

▷《達成度評価関連》

大学の理念・目的を踏まえ、教員組織の編制に関する方針を次のように定め、教員組織の編制はこの方針に沿って整備・配置を行っており、方針は自己点検・評価活動を通じて共有を図っている。

教員組織の編制に関する方針

「『教育』『研究』『社会貢献』という大学に期待される3つの社会的役割を全うするため、社会情勢の変化にも対応しつつ、教育目標の実現に向けて、必要かつ適切な教員組織を編制する」

【点検・評価】

《改善を要する事項》

「求める教員像」については、専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等が、現状の選考基準の中で明らかにされているとは言い難い。

組織的な教育を実施する上で必要な役割分担、責任の所在が必ずしも明確になっていない。方針は明文化されており、一部はその方針に沿って整備・配置されているが、学部・研究科での別はなく、まだ万全ではない。教職員間における方針の共有が自己点検・評価活動を通じてのレベルに留まっており、十分とは言えない。

《改善を要する事項》

特になし。

②教員組織の整備

【現状】

▶ 《基盤評価関連》

学部専任教員数は78名であり、学科別の専任教員数は、国語国文学科14名、フランス語フランス文学科13名、英語英文学科17名、児童文化学科児童文学・文化専攻10名、児童文化学科発達心理学専攻12名である。また、併せて大学院を担当する専任教員数は、発達心理学専攻（修士課程）9名、児童文学専攻（修士課程）5名、国語国文学専攻（修士課程）12名、フランス語フランス文学専攻（修士課程）12名、英語英文学専攻（修士課程）11名、発達心理学専攻（博士課程）9名、児童文学専攻（博士課程）5名、言語・文学専攻（博士課程）34名となっている（言語・文学専攻は「日本語学・日本文学分野」「フランス語学・フランス文学分野」「英語学・英米文学分野」の3分野の担当専任教員数の合計）。

全学専任教員の年齢構成については61歳～65歳が全体の24.4%と最も構成比率が多く、ついで51歳～55歳の23.1%、46歳～50歳の12.8%となっている。職位別の構成比率では、教授が64.1%、准教授が20.5%、専任講師が6.4%、助教が9.0%である。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

学部・大学院の専任教員数は、大学設置基準・大学院設置基準により定められた必要専任教員数を十分に満たしている。また、教員組織の編制に関する方針と実際の編制実態については整合性がとれている。

《改善を要する事項》

専任教員の年齢構成については一部の年齢層に偏りがあり、今後の任用に際して配慮が求められる。

③教員の募集・採用・昇格

【現状】

▶ 《達成度評価関連》

本学の専任教員の任用および昇格については、「白百合女子大学教員選考基準」「白百合女子大学教員選考基準内規」「白百合女子大学の任期を定めた教員に関する規程」「特別専任教員の職務等に関する規程」「白百合女子大学助教規程」によって基準・手続きが定められている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

教員の募集・採用・昇格の手続きは規程等に基づき適切に行われている。

《改善を要する事項》

審査の前提となる選考基準については、抽象的な記載にとどまる部分があり、各学科・専攻単位での選考内規の明文化など、適切性・透明性を担保する取り組みには、なお、検討の余地がある。

④教育研究活動等の評価とファカルティ・ディベロップメント

【現状】

▶ 《達成度評価関連》

教員の教育研究活動等の評価は各教員の昇格を検討する際に行われている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、FD推進委員会規程に基づき、教職員を構成員とするFD推進委員会が組織され恒常的に活動が展開されている。学生による授業アンケートは、年2回（前期末・後期末）実施されている。FD研修会については、本年度は“アクティブ・ラーニング”をテーマに事前アンケートを実施（教員回答率40.8%）し、これを踏まえて行われた第1回FDワークショップ（10月1日実施）には、教員26名（教員参加率36.1%）・職員13名が参加した。また、第2回FDワークショップ（10月29日実施）には、教員21名（教員参加率29.2%）・職員14名が参加した。さらに、

学生を対象とした意見交換の場を毎年設定しており、学部生対象のものと大学院生対象のものを隔年で実施している。本年度は大学院生を対象とした「よりよい学びのための院生懇話会」を開催（10月28日開催）し、大学院生9名、教員3名、職員3名が参加した。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

FD推進活動については、教員のみならず職員を含む委員会が中心となり、全学規模で学部・大学院ともに恒常的に取り組みが展開されている。

《改善を要する事項》

学科・専攻単位のFD活動については、必ずしも十分に情報が委員会に集約されていない。また、教員の教育研究活動等の評価は昇格時のみであり、評価と連動した教育・研究活動の活性化の取組は実質的に行われていない。

⑤教育組織に関する適切性の検証

【現状】

▶《達成度評価関連》

FD活動については、FD推進委員会がその責任主体となり検証を行っている。FD推進委員会規程では、第2条でその任務を以下のとおり定めており、活動の評価を毎年度行うとともに、その都度、報告書を作成している。

■白百合女子大学FD推進委員会規程（抜粋）

（任務）

第2条 委員会は、全学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が持続的に実行されるよう、次に掲げる事項を行うとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1) FD活動に向けた諸施策の企画・立案
- (2) FD活動実施の推進
- (3) FD活動の評価
- (4) FD活動に関する情報の収集と提供
- (5) その他、第1条に掲げる設置目的達成のための必要な事項

その他の教員組織に関する適切性の検証は学長の下で行われている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

FD推進委員会は毎年度報告をとりまとめ、全学で共有を行っており、活動評価を踏まえて次年度の活動内容に改善を要する点を反映させている。したがって、適切性の検証が然るべき責任主体・組織・権限のもとに実効性を持って行われている。

《改善を要する事項》

その他の教員組織に関する適切性の検証は学長の下で行われているが、検証のタイミングや手続については必ずしも明確ではない。

4 教育内容・方法・成果

I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

①学位授与に関する方針

【現状】

▶《基盤評価関連》

大学の理念・目的を踏まえ、学位授与に関する方針を次のように定めている。

学位授与に関する方針

(学部)

- 真・善・美に向けて開かれている人間の尊厳を重んじ、カトリックの精神を理解している。
- 知性と感性の調和がとれ、また堅固な意志をもった女性として、社会に貢献する姿勢をもっている。
- 現代の諸相を理解する基礎的知識に加え、専門分野に関する基礎的知識をもち、その基本的な概念・学問体系・歴史的背景などについて理解している。
- 自分が気づいた問題を、修得した学問方法によって追究し、それを絶えず新たに吟味する批判的思考ができる。
- 市民として公共的問題に責任をもって関わることのできる思考力・判断力・表現力を身につけている。
- 多文化・異文化に開かれた精神を通して、よりよい社会の実現に自らが積極的に寄与する姿勢をもっている。
- 大学で学んだことを生涯にわたって高めていく探求心・向上心をもっている。

(大学院)

各専攻の学生が修了時に身につけておくべき能力および論文の審査基準は以下の通りです。

発達心理学専攻

【修士課程／博士課程】

発達心理学専攻の学生が修了時に身につけておくべき能力および論文の審査基準は以下の通りです。

1. 学生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標、学修・研究目標

発達心理学専攻は、教育研究上の目的を達成するために、学生が修了する時点において、修士課程・博士課程のそれぞれの教育・研究の深まりに応じて、以下のような力を身につけることを教育目標および学修・研究目標として定める。これらの力を身につけ、課程修了の要件を満たした者に、それぞれ修士（心理学）、博士（心理学）の学位を授与する。

- 1) 発達心理学および発達臨床心理学に関する専門的な理論や知識、技能を修得し、自らの研究関心に応じて必要なデータを収集・分析するための方法を身につけ、そこから得られた知見を専門的な論文によって発表することができること。
- 2) 発達支援に関する社会的な要請を理解し、実践の場において、または研究の場において、専門的な貢献ができること。
- 3) 発達心理学および発達臨床心理学、さらには隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、新たな学問的あるいは現実的問題に対応できる柔軟な姿勢を持つこと。

2. 論文審査基準

以上の目標を達成するために展開される教育活動および学修・研究活動の成果として提出される修士論文・博士論文については、以下の基準によって評価される。

【修士論文】

1. 発達心理学または発達臨床心理学の研究における学術的寄与、および知見の社会的意義
2. 研究テーマの学問的意義の適切性

3. 先行研究のレビューの適切性
4. 研究方法の適切性
5. 収集されたデータの質および量と、その分析の適切性
6. 論文の構成の適切性
7. 論旨の明確性と一貫性
8. 文章の表現・表記や、図表等の書式の適切性
9. 研究の倫理的適切性

【博士論文】

1. 発達心理学または発達臨床心理学の研究における高度の学術的寄与、および知見の社会的意義と具体的な貢献の可能性
2. 研究テーマの学問的意義の適切性
3. 先行研究のレビューの適切性
4. 研究方法の適切性
5. 収集されたデータの質および量と、その分析の適切性
6. 論文の構成の適切性
7. 論旨の明確性と一貫性
8. 文章の表現・表記や、図表等の書式の適切性
9. 研究の倫理的適切性

児童文学専攻

【修士課程／博士課程】

1. 学生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標・学修・研究目標

児童文学専攻は、教育研究上の目的を達成するために、修士課程・博士課程それぞれの教育・研究の進捗・深度に応じて、学生がその課程を修了する時点において、以下のような学力・能力を修得することを目標とする。これらの力を身につけ、課程修了の要件を満たした者に、それぞれ修士（文学）、博士（文学）の学位を授与する。

- 1) 児童文学および児童文化に関する専門的な知識・理論を修得し、自らの研究関心に即して、必要な作品・資料を収集し、それを分析・解釈する方法を見出し、そこで得られた知見を口頭および論文によって発表できること。
- 2) 児童文学および児童文化に関する社会的要請を理解し、実践の場および研究の場において、専門的な寄与・貢献ができること。
- 3) 児童文学・児童文化およびそれらに隣接する領域の動向に興味・関心を持ち、学問的・実践的な新たな問題に対応できる柔軟な想像力・創造力を身につけていること。

2. 論文審査基準

上記の目標を踏まえ、修士論文・博士論文は、以下の基準によって評価される。

【修士論文】

1. 児童文学または児童文化の研究における学術的寄与および知見の社会的意義
2. 研究テーマの学問的意義の適切性
3. 先行研究の参照の適切性
4. 研究方法の適切性
5. 収集した資料の質および量とその分析・解釈の適切性
6. 論文の構成の適切性
7. 論旨の明確性と一貫性
8. 文章の表現・表記や図表・画像等の書式の適切性
9. 研究の倫理的適切性

【博士論文】

1. 児童文学および児童文化の研究における高度の学術的寄与および知見の社会的意義と具体

- 的な貢献の可能性
- 2. 研究テーマの学問的意義の適切性
- 3. 先行研究の参照の適切性
- 4. 研究方法の適切性
- 5. 収集した資料の質および量とその分析・解釈の適切性
- 6. 論文の構成の適切性
- 7. 論旨の明確性と一貫性
- 8. 文章の表現・表記や図表・画像等の書式の適切性
- 9. 研究の倫理的適切性

国語国文学専攻

【修士課程】

1. 学生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標、学修・研究目標

国語国文学専攻は、教育研究上の目的を達成するために、学生が修了する時点において、以下のような力を身につけることを教育目標および学修・研究目標として定める。これらの力を見につけ、課程修了の要件を満たした者に、修士（文学）の学位を授与する。

- 1) 国語国文学に関する専門的な理論や知識、技能を修得し、自らの研究関心に応じて必要なデータを収集・分析するための方法を身につけ、得られた知見を専門的な論文によって発表することができること。
- 2) 日本の言語文化に関する社会的な要請を理解し、専門的な貢献ができること。
- 3) 国語国文学、さらに隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、新たな学問的あるいは現実的問題に対応できる柔軟な姿勢を持つこと。

2. 論文審査基準

以上の目標を達成するために展開される教育活動および学修・研究活動の成果として提出される修士論文については、以下の基準によって評価される。

日本文学、日本語学、漢文学、日本語教育、国語教育の分野において、研究上一定の成果が認められ、高度の専門性を有する職業を担い得る能力を身につけていることが認定できるものであること。以上の目標を達成するために展開される教育活動および学修・研究活動の成果として提出される修士論文・博士論文については、以下の基準によって評価される。

【具体的審査項目】

1. 学術上の創意工夫が認められるものであること。
2. 研究分野に関する知識が十分に備わっていること。
3. 研究の目的と方法が適切であること。
4. 論理的構成をとり、正確な記述であること。
5. 研究が倫理的に適切であること。

「特定の課題についての研究の成果」の審査基準についても、上記に準ずるものとする。

フランス語フランス文学専攻

【修士課程】

1. 学生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標、学修・研究目標

フランス語フランス文学専攻は教育研究上の目的を達成するために、学生が修了する時点において、以下のような力を身につけることを教育目標および学修・研究目標として定める。これらの力を身につけ、課程修了の要件を満たした者に、修士（文学）の学位を授与する。

- 1) フランス語学、フランス文学、フランス文化、フランス語教育に関する専門的な理論や知識、技術を修得し、自らの研究関心に応じて必要な文献、データを収集・分析するための方法を身につけ、そこから得られた知見を発表することができること。
- 2) 社会的な要請を理解し、研究の場において、または実践の場において、専門的な貢献ができること。

- 3) フランス語学、フランス文学、フランス文化、フランス語教育、さらには隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、新たな学問的あるいは現実的問題に対応できる柔軟な姿勢を持つこと。

2. 論文審査基準

以上の目標を達成するために展開される教育活動および学修・研究活動の成果として提出される修士論文については、以下の基準によって評価される。

1. 研究対象および関連事項を精査したものであること。
 2. 研究の目的および方法が明確であること。
 3. 内容の展開が理論的であること。
 4. 記述の表現が厳密であること。
 5. 研究上一定の成果が認められるものであること。
 6. 指導教員の指導および中間発表会における指摘が反映されたものであること。
- 「特定の課題についての研究の成果」の審査基準についても、上記に準ずるものとする。

英語英文学専攻

【修士課程】

1. 学生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標、学修・研究目標

英語英文学専攻は、教育研究上の目的を達成するために、学生が修了する時点において、以下のような力を身につけることを教育目標および学修・研究目標として定める。これらの力を身につけ、課程修了の要件を満たした者に、修士（文学）の学位を授与する。

- 1) 英語圏の文学・文化、英語学・英語教育学に関する専門的な理論や知識、技能を修得し、自らの研究関心に応じて必要なデータを収集・分析するための方法を身につけ、得られた知見を発表することができること。
- 2) 社会的な要請を理解し、研究の場において、また実践の場において、専門的な貢献ができること。
- 3) 英語圏の文学・文化、英語学・英語教育学、さらには隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、新たな学問的あるいは現実的問題に対応できる柔軟な姿勢を持つこと。

2. 論文審査基準

以上の目標を達成するために展開される教育活動および学修・研究活動の成果として提出される修士論文については、以下の基準によって評価される。

1. 学術上の創意工夫が認められるものであること。
2. 研究分野に関する知識が十分に備わっていると認められるものであること。
3. 研究の目的と方法が適切であると認められるものであること。
4. 論理的な構成をとり、正確な記述であると認められるものであること。
5. 研究が論理的に適切であると認められるものであること。

「特定の課題についての研究の成果」の審査基準についても、上記に準ずるものとする。

言語・文学専攻

【博士課程】

1. 学生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標、学修・研究目標

言語・文学専攻は、教育研究上の目的を達成するために、学生が修了する時点において、以下のような力を身につけることを教育目標および学修・研究目標として定める。これらの力を身につけ、課程修了の要件を満たした者に、博士（文学）の学位を授与する。

- 1) 日本語、フランス語、英語およびそれらの言語を用いて表現されたもの全般に関する専門的な理論や知識、技能を修得し、自らの研究関心に応じて学術的研究の方法を身につけ、得られた知見を論文として発表し、当該学会に貢献し得ること。
- 2) 日本語、フランス語、英語およびそれらの言語を用いて表現されたもの全般にかかわる社会的な要請を理解し、高度に専門的な貢献ができること。

- 3) 日本語、フランス語、英語およびそれらの言語を用いて表現されたもの全般またそれに隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、新たな学問的あるいは現実的諸問題に対応できる柔軟な姿勢を持つこと。

2. 論文審査基準

以上の目標を達成するために展開される教育活動および学修・研究活動の成果として提出される修士論文については、以下の基準によって評価される。

1. 当該学会の学術上の寄与がなされるものであること。
2. 先行研究の取り扱いが適切であること。
3. 資料の取り扱いが適切であること。
4. 論理的構成をとり、正確な記述であること。
5. 研究が倫理的に適切であること。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学部・大学院ともに方針は定められている。学部については、従来の1学部4学科体制において、一部に目的の異なる課程が混在していたのに対し、2学部6学科体制に移行することによって、課程の目的がより分化したものに再編成される。したがって、それぞれの学部の目標にとってより適切な方針を設定することが必要である。また、教育課程の編成・実施に関する方針との連関がより明瞭になるよう、方向目標ではなく達成目標を示すことが望ましい。

②教育課程の編成・実施に関する方針

【現状】

▶《基盤評価関連》

大学の理念・目的を踏まえ、教育課程の編成・実施に関する方針を次のように定めている。

教育課程の編成・実施に関する方針

(学部)

国語国文学科

国語国文学科では、古代から現代に至る日本語日本文学の多様な世界を探求する。この学びをとおして、日本語による論理的思考力、想像力、表現能力を育み、そこから見出されるテーマを追究するため、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- ・ 基本的知識を広く吸収するとともに、研究活動を行うための姿勢を培うため、少人数の基礎演習や基礎講読を置く。
- ・ 日本語学、日本文学、日本語教育の幅広い分野に目を向けるとともに、専門的に取り組みたい領域を模索し見定めるため、各領域を総合的に俯瞰する科目（総合研究）を置く。
- ・ 各領域の研究を深めるため、専門性の高い演習やさまざまな内容の講義科目を置く。
- ・ 学びの集大成となる卒業論文を執筆するため、みずから選択した専門領域を深く実践的に学ぶ演習（テーマ別研究）を置く。

フランス語フランス文学科

フランス語フランス文学科では、世界の共通語の一つであるフランス語を習得し、幅広い時代のフランス文学にアプローチしながら、フランス語圏の社会・文化・歴史を総合的に探究する。この学びをとおして、語学力だけでなく、バランスのとれた国際感覚と広い視野を育むため、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- ・ 「リーディング」「ライティング」「ヒアリング」「スピーキング」の4技能をバランスよく伸ばすため、未習者・既習者別の少人数クラスによる基礎科目（総合Ⅰ、コミュニケーションⅠ）を置く。
- ・ 基礎をさらに固めながら実践的なコミュニケーション力を身につけるため、フランス語学習の

発展科目（総合Ⅱ・Ⅲ、コミュニケーションⅡ）を置く。

- ・ フランス語圏の文学・社会・歴史への関心を深め、基礎的知識を習得することを目的とした演習科目を1年次と2年次にそれぞれ置く。
- ・ 関連領域についての教養を身につけながら、それぞれの専門性を高めるため、各自の興味に応じた専門科目（専門演習、フランス文学・文化・社会研究）を置く。
- ・ 関心のあるテーマについての研究を掘り下げ、十分な時間をかけてレポート・卒業論文を執筆するため、3年次からゼミ（専門ゼミ）を置く。

英語英文学科

英語英文学科では3つのコースを設置し、各コースが提供するセミナーに属しながら専門科目を履修する。この学びをとおして、高度な異文化対応能力と、それを支える語学力、グローバル化する社会で活躍できる知識と教養を身につけるため、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- ・ 英語の基礎力を養うための語学学習科目と、1・2年次のセミナー科目をつうじて、各コースで学びを深めるために必要な語学力・基礎知識と研究方法を身につける。
- ・ 「英米文学・文化」「ことばとコミュニケーション」「比較文化・文学」3つのコースを置き、それぞれ次のような方針でカリキュラムを編成する。

【英米文学・文化コース】

英米文学の世界を深く味わうことのできる知性と感性を涵養し、同時に文化全般にわたる広い視野をそなえた豊かな人間性を養成することにより、他者を理解できる共感力と、未知の状況・場面を想像できる自由な発想力を育成するために、「コース選択への基礎分野」「英米文学・文化専門分野及び関連分野」「卒業研究分野」の3分野から編成し、それぞれの科目群を置く。

【ことばとコミュニケーションコース】

言語研究と実践的コミュニケーション能力の両面からの養成を目指す。日英語の対照を意識させながら、「英語音声学」や「英語学概論」などの授業を基軸として、早期英語から成人に至る広い年齢層をも視野に入れ、言語そのもの及びその使用の両面からの研究を目指すための専門科目を置く。

【比較文化・文学コース】

日本の社会や文化・歴史について多様な視点から学ぶとともに、日本について英語で議論あるいは発信する力を養うために、(1)課題解決型授業を中心に学びを展開する、(2)コースで開講するすべての授業を英語で行う、(3)他のアジア諸国や欧米諸国において日本がどのように表象されてきたのかを体系的に学ぶための専門科目を置く。

児童文化学科／児童文学・文化専攻

児童文化学科児童文学・文化専攻では、日本と世界の児童文学、マンガやおもちゃなどの児童文化、子どもを取り巻く環境や現象を分析・考察することで、子どもと文化・子どもと社会の関わり方を探求する。この学びをとおして、現代社会を読み解くための視野と分析力を培うとともに、みずから表現する想像力・創造力を育むため、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- ・ 新しい知識の習得（聞く・知る）、研究対象の発見（調べる）、専門的なテーマの探求（精読する・実証する）、論文・作品の制作（表現する）という、学習者の段階的な目的変化に応じた年次配当を行う。
- ・ 児童文学や子どもを取り巻く文化への関心を広く育むため「児童文学」「児童文化」「児童心理」に関する必修科目を置く。
- ・ 「児童文学」（日本・海外）、「児童文化」（マンガなど物語的文化・おもちゃなど非物語的文化）、「制作」（絵本・創作）の3分野について広く学ぶため、周辺領域であるアニメなどのサブカルチャーを含め、子どもの文化に関わる領域を網羅した多様な選択科目を置く。
- ・ 子どもと社会の関係性を考察するため「子ども論」「子ども社会学」などの専門科目を置く。

- ・ 自己を表現するための想像力・創造力を育むことを目的として、絵本の制作、雑誌の編集、わらべうた・ストーリーテリングの実技等の実践的な専門科目を置く。

児童文化学科／発達心理学専攻

児童文化学科発達心理学専攻では、乳幼児期から老年期まで、人の生涯にわたる心身の発達のプロセスとメカニズムを理解する。この学びをとおして、人間そのものの理解はもちろんのこと、社会で役立つ研究手法や筋道立てて物事を考える力を養うため、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

- ・ 学問の全体像を俯瞰的に理解し、幅広い知識と視野を身につけるため、基礎的な知識や研究手法を学ぶ必修科目（概論、入門、基礎演習）を置く。
- ・ 興味や関心に応じ学びを深めるため、「発達心理学の基礎」「生涯発達支援学」「臨床発達心理学」の3つの領域に段階的かつ体系的な講義・演習科目を置く。
- ・ 体験的な学びをとおして発達心理学の諸問題を理解する演習科目（実験観察演習、子ども観察、フィールド演習）を置く。
- ・ 4年間の学習の集大成として卒業論文を必修とする。そのために、①邦文および英文の資料・文献の読解力を養うための演習科目を段階的に置く。②調査・実験・観察など研究法の基礎から応用まで、体系的知識と実践的研究が可能な演習科目を置く。③データの分析や処理に必須の心理統計学の科目を段階的に置く。④得られた結果や考察の表現力を養うための実践研究法の専門科目を置く。

(大学院)

発達心理学専攻

【修士課程】

発達心理学・発達障害および臨床心理学、さらには隣接諸領域に関する専門的な理論や知識、また研究方法や臨床的な技術を身につけるために、発達心理学を中心に心理学および臨床心理学の各領域にわたる講義科目・演習科目を設置するとともに、付属の発達臨床センターや学外の医療機関・学校等における実習科目を開設している。加えて、生涯発達研究教育センターが開催する研究会に参加することを求め、学内外の研究者の研究発表と討論の場に参加して学ぶ機会を設けている。

これらの学修の集大成として修士論文研究を課しているが、「修士論文指導」科目において指導教員から「論文審査基準」について指導を受けつつ研究を進めるとともに、その成果を「修士論文(中間)発表会」で口頭発表したり、『発達臨床センター紀要』・『生涯発達心理学研究(生涯発達研究教育センター紀要)』に投稿したりすることを通じて、研究発表の仕方についても学ぶことを期している。

【博士課程】

「研究指導」科目においては、「論文審査基準」に掲げる各項目の内容に沿って指導教員とともに検討しながら、博士論文作成の過程を進めていく。あわせてこの科目では、国内外での学会発表におけるポスターや発表原稿の作成、口頭発表の行い方、ジャーナル・ペーパーの作成、そして最新の研究動向の把握など、研究者として必要な資質の育成も期している。

「心理学実験観察指導法」科目では、将来教育職に就く可能性を見通して、学部学生を対象として心理学の方法(実験法・調査法等の研究方法全般、データ分析と心理統計、レポート作成と発表)を指導する経験を通じて、この面での力量形成を期している。

さらに、必要に応じて修士課程科目を履修することを認めており、研究を発展させる上での知識基盤の拡充を図る。本専攻のカリキュラムではないが、他の研究機関等でのプロジェクトへの参加や臨床現場での実務経験、非常勤講師の経験などを通じて、研究者・臨床家・教育者としての実践的な力量形成を図ることも奨励している。

児童文学専攻

【修士課程】

児童文学・児童文化に関する専門的な知識や理論および研究方法を身につけ、自らの想像力・創造力を発展させるために、児童文学を中心とした講義科目・演習科目を設置する。とくに、文学一般ではなく児童文学に特化していること、日本児童文学・海外児童文学(リアリズム、ファンタジー)、伝承文学、児童文化、その他(社会史、文学理論、絵本、サブカルチャー)など児童文学研究に関わる領域を網羅していることを特徴とする。

それらの学修の成果を修士論文にまとめるために「修士論文指導」科目を設置し、複数の教員の指導を受けることができる。

また、附属研究施設の刊行する『児童文化研究センター研究論文集』(査読制)への投稿や、大学院生および同センター構成員の開催する修士論文発表会への参加を通じて、論文のまとめ方や発表の仕方を学ぶこともできる。

【博士課程】

児童文学・児童文化の専門的な研究の成果として博士論文を作成するために、「研究指導」科目を設置する。自らの研究計画に基づき、複数の教員の指導を受け、本専攻の「論文審査基準」の内容にそって論文の作成を行っていく。また、日本児童文学、海外児童文学、伝承文学、児童文化など、それぞれのジャンルに適した研究方法を身につけるために、選択科目「児童文学研究法」を設置する。

さらに、必要に応じて、修士課程科目の履修が認められ、研究の基礎となる知識や理論を拡充することができる。また、附属研究施設の刊行する『児童文化研究センター研究論文集』(査読制)への投稿や、同センターの開催する博士課程在学生研究発表会への参加を通じて、論文のまとめ方や発表の仕方を学ぶこともできる。

国語国文学専攻

【修士課程】

国語学および国文学、また、国語教育、日本語教育など、国語および国語を用いて表現されるもの全般に関する専門的な教養や知識を身につけ、社会に貢献することができるために、それぞれの時代や分野の演習科目と、各時代や分野を超えた研究科目を置く。また、修士論文を書くために、「修士論文指導」科目を置くとともに、修士論文に代わる、特定の課題についての研究を希望する学生に対しては、「特定の課題に関する研究指導」科目を置き、複数の教員による指導を行う。修士論文と、特定の課題についての研究の成果を執筆する年度には、年に一度開催される「研究発表会」においてその内容を発表し、指導を受ける。

また、言語文学に関するより深い教養や知識を身につけるために、「オムニバス」科目を履修することもできる。

フランス語フランス文学専攻

【修士課程】

フランス語学、フランス文学、フランス文化、フランス語教育に関する専門的な知識や技能を修得し、専門的立場から社会に貢献することができるように、これらの分野の研究科目を置く。また、すべての基礎となるフランス語運用能力の向上を目的とした演習科目を置く。

修士論文および特定の課題についての研究については、その作成を指導するため、「修士論文指導」科目、「特定の課題に関する研究指導」科目を置く。

さらに、言語文学に関するより深く幅広い教養や知識を身につけるために、「オムニバス」科目を履修することもできる。

これらの授業科目と並行する形で年間 2 回の中間発表会を催し、修士論文や特定の課題についての研究の成果作成に向けての中間成果のまとめを促すとともに、それを口頭で発表する訓練を行う。

以上に加え、修士課程入学直後より指導教員は学生との連絡を密にし、授業内、授業外において研究の進め方や論文の作成の仕方についてアドバイスを与え指導を行う。

英語英文学専攻

【修士課程】

イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、英語学・英語教育学領域の専門にかかわる学識を得ると同時に、専門分野の論文や資料を読み解き、自らの課題を発見、調査、論考、発表する能力を養うために、それぞれの分野の演習科目を置いている。加えて、英語英文学専攻主催の英語英文学コロキウム研究会に参加を求め、学内外の研究者の研究発表と討論の場に参加して学ぶ機会を設けている。

これらの学修の集大成として修士論文作成、ないし特定の課題についての研究の成果作成を課している。「修士論文指導」科目、「特定の課題に関する研究指導」科目において、論文や研究成果として完成する方法を学ぶ機会を設けている。さらに「中間発表会」等で、口頭による研究発表の方法についても学ぶ機会を設けている。

また、言語文学に関するより深く幅広い教養や知識を身につけるために、「オムニバス」科目を履修することもできる。

言語・文学専攻

【博士課程】

日本語圏、フランス語圏、英語圏の三つの領域の言語、文学、文化全般にわたる視野と問題意識を涵養するために、三つの専門分野の教員が共同で担当する「オムニバス科目」を設置する。外部の講師も交えた多様な研究に接することで、三つの領域全般の最新の研究動向に関する知識を得るとともに、自らの関心と課題にふさわしい研究方法を見だしていく。

それぞれの関心と課題に基づく研究を深化させ、博士論文を作成するために「研究指導」科目を設置する。言語・文学専攻の博士論文基準にしたがって、指導教員とともに論文の内容を吟味しながら、博士論文を執筆していく。

また、附属する「言語・文学研究センター」の一員として、センターのプログラムに参加したり、『言語・文学研究センター紀要』に投稿することができる。これを通じて、学会等での発表の方法、投稿論文の執筆の作法を学ぶことができる。

▷ 《達成度評価関連》

学位授与に関する方針と教育課程の編成・実施に関する方針は連関させて設定を行っている。ただし、学位授与に関する方針が抽象度の高い、方向目標の提示になっているため、教育課程の編成・実施に関する方針との連関の検証も抽象的にならざるを得なくなっている点を踏まえ、見直しを検討している。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学科単位での方針は定められている。履修要覧に記載されている学びの目的、学びの流れや習得要素表示(共通科目において行われている当該科目の履修によって習得される学びの内容を分類・表示したものを)を発展させることをとおして、個々の授業科目における学位授与に関する方針と教育課程の編成・実施に関する方針の連関を示せるよう努めるのが望ましい。

③方針の学内周知と社会への公表

【現状】

▷ 《基盤評価関連》

大学 Web サイトでは「情報公開」「学びの内容」のページに学位授与に関する方針や教育課程の編成・実施に関する方針を掲載することで、学内周知および社会への公表を行っている。また、履修要覧では大学院文学研究科の学位授与に関する方針について掲載を行い、併せて学内周知を行っている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

概ね適切な形で周知・公表が行われているが、2016年4月より2学部6学科制に移行するにあたり、大学全体・文学部・人間総合学部の3つの教育課程の編成・実施に関する方針が設定・公表できることが望ましい。

④教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に関する適切性の検証

【現状】

▶《達成度評価関連》

2学部6学科体制への移行にともなう学位授与に関する方針および教育課程の編成・実施に関する方針の見直し作業の進め方について、学長を委員長とする自己点検・評価委員会で検討が行われている。次年度以降、適切性の検証のためのPDCA推進責任者を置くことで、検証体制の確立をめざしている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

責任主体の明確化が十分でない。教育目標、学位授与に関する方針および教育課程の編成・実施に関する方針の適切性を検証する権限＝責任が分散（学長・教授会・委員会等）している。規程等を作成し、権限＝責任を明確にする必要がある。

II 教育課程・教育内容

①教育課程の体系化

【現状】

▶《基盤評価関連》

学部教育では、卒業に必要な最低修得単位数である124単位のうち、宗教学科目8単位、共通科目20単位、外国語科目8単位を各科目の最低修得単位とする一方で、所属学科の専門科目の最低修得単位を82単位と設定している。また、本学の教育目標に掲げる「人格的自己完成」をめざし、人間性の涵養という観点から「キリスト教学」（1・2年次必修）・「宗教学」（3・4年次選択必修）を宗教学科目として設定し、4年間にわたって学修するカリキュラムを編成している。

学生の順次的・体系的な履修への配慮については、ナンバリング制は採用していないものの、学習効果の観点から、特定科目の履修についてその順序・系統性を考慮しつつ、カリキュラム編成が行われている。また、一部の学科では進級要件を設けることで、専門基礎の十分な理解を前提とした履修体系を組んでいる。

大学院教育におけるコースワークとリサーチワークの組み合わせについては、カリキュラムにおいて「修士論文指導」「特定の課題についての研究指導」「論文指導（博士課程）」が科目として位置づけられている。

【点検・評価】

《効果の上がっている事項》

学部教育において幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されている。

《改善を要する事項》

総合的な判断力が学生において修得されているか、その程度を検証する仕組みが不明である。

②方針に基づいた教育内容の提供

【現状】

▶《達成度評価関連》

「履修要覧」において「学びの目的」「学びの流れ」を記述している。また、共通科目において各科目の「習得要素」をシラバスに記載している。従来からの科目区分、年次配当、達成度別クラス編成などとあわせて、履修が並列的にならないよう構造化している。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

教育課程の編成・実施に関する方針と個々の授業内容がどのように関連づけられているのか、明示が十分とは言えない。個々の授業科目の教育内容を要素として表現する試みをより一般化するとともに、学生の履修において各要素のバランスがどのようになっているべきかが示される仕組みが望ましい。

③教育課程の適切性の検証

【現状】

▶《達成度評価関連》

カリキュラムの内容の編成は各学科・専攻が行い、事務の運営は教務課が担っている。両者の情報共有および調整を学科・専攻から選出される委員および事務職員からなる教務委員会が行っている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

課程編成の権限およびそれにとまなう人事の権限の整理・統合ができていない。そのため、各学科・専攻のカリキュラムについて全体的・横断的に検討する議論の場が十分とは言えず、適切性の検証システムが効果的に機能しているとは言い難い。

Ⅲ 教育方法

①教育方法および学習指導

【現状】

▶《基盤評価関連》

各授業の授業形態（講義・演習・実験等）は、シラバス等で明らかにしている。2014年度から履修要覧のカリキュラム表（専門科目）に「学びの流れ」が掲載され、年次ごとの学修内容と個別の授業との関連性が明らかにされている。履修単位の上限設定については、2012年度入学者より、1～3年次について、1年次あたり上限48単位（資格課程履修者は60単位）と定められていたが、2016年度入学者より、4年次にも同じ上限単位が設定されることになった。

大学院における研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導については、修士課程では、2013年度入学者より、発達心理学専攻、児童文学専攻では「修士論文」および「修士論文指導」が必修、また、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻では「修士論文」および「修士論文指導」または「特定の課題についての研究の成果」および「特定の課題についての研究の成果指導」が選択必修となった。博士課程では、2013年度入学者より、全専攻で3年間にわたる「研究指導」が必修となった。このように、すべて研究指導計画を策定した上で指導が行われている。

▶《達成度評価関連》

学部については本年度に教育課程の編成・実施に関する方針の策定が行われたところであり、実際に方針に基づき各授業科目において、適切な教育方法がとられているかの検証作業は次年度以降に実施される予定である。大学院では、修士課程・博士課程とも、専攻ごとに教育課程の編成・実施に関する方針がすでに策定されており、各授業科目において、適切な教育方法をとっていることはもちろん、言語・文学専攻（博士課程）における「オムニバス科目」など、特色ある教育もこの方針に基づき展開されている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

適切な授業形態がとられているかどうかは、教育目標および教育課程の編成・実施に関する方針に照らして効果的に検証する仕組みのもとで、継続的に吟味する必要がある。

②授業内容・方法とシラバス

【現状】

▶《基盤評価関連》

新事務系システム導入にとまなない、新たにシラバスの書式が定められている。「授業基本情報」と「授業概要情報」の2項目から成り、前者には「科目名」「担当教員」「授業形態」「対象学年」「単位数」等の基本情報が、後者には「授業のねらいと達成目標」「授業概要」「授業計画」「準備学習・履修上の注意」「成績評価の方法」等の具体的情報が掲載されている。シラバス作成にあたり、教員には「記入の手引き」が配付され、たとえば「授業計画」では回数ごと（前期15回、後期15回）の内容を具体的に記載すること、「授業評価の方法」では評価方法だけでなく基準も明示すること等の指示が与えられる。シラバスは

大学 Web サイトで、履修登録前に学生に公表されている。

▷ 《達成度評価関連》

シラバスについては、教務委員会を中心に検討・改善を行っている。また、FD 推進委員会が主導する学生による授業アンケート（年 2 回実施 前期末・後期末）において、授業内容がシラバスに沿っているかを質問し、検証している。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

統一した書式のシラバス作成と履修登録前の学生へのシラバス公表がなされている。

《改善を要する事項》

シラバスの検証はある程度適切に行われているが、「明確な責任体制」による「恒常的かつ適切」なものへと、さらに近づけていく必要がある。

③成績評価と単位認定

【現状】

▷ 《基盤評価関連》

成績評価については、教務委員会において厳格化に向けて検証を行っており、2015 年度からは、GPA 導入を見据えて 4 段階評価から 5 段階評価に評価方法を変更した。単位認定については、2012 年度に単位数設定にかかわる学則第 27 条が改訂され、講義および演習については 15 時間から 30 時間まで、実験、実習および実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で 1 単位とすることが定められた。これに基づき、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。また、既修得単位の認定は、学則第 29 条の 2 から第 29 条の 5 に大学設置基準等に定められた基準に則った規定があり、全体として 60 単位を超えない範囲で行われている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

単位の設定は、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って概ね適切になされている。また既修得単位の認定は、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施されている。

《改善を要する事項》

特になし。

④教育成果の定期的な検証

【現状】

▷ 《基盤評価関連》

FD 推進委員会が中心となり、教育内容・方法等の改善を目的とした教職員によるワークショップが催されている。本年度は“アクティブ・ラーニング”をテーマに、2 回にわたりワークショップが催された（10 月 1 日実施：教員 26 名・職員 13 名参加／10 月 29 日実施：教員 21 名・職員 14 名参加）。また、同委員会では、学部生と大学院生を対象とした懇話会をそれぞれ実施し、学生と教職員が一緒によりよい学びとは何かを振り返る機会を設けている。本年度は大学院生を対象として実施され、大学院生 9 名、教員 3 名、職員 3 名が参加をして相互に意見交換を行った。さらに各機会において、全学的な意見交換や情報の周知を目指している。

▷ 《達成度評価関連》

教育内容・方法等の改善に関する検証プロセスについては、FD 推進委員会が中心となり、教育内容・方法等の改善を図るための活動がなされており、改善につながる検証プロセスの機能を担っている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

FD 推進委員会を中心に、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究等の

機会が設けられているが、責任主体・組織、権限、手続は必ずしも明確ではない。まずは本学における「教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織」のあり方を定める必要がある。

IV 成果

①学習成果の測定

【現状】

▷《達成度評価関連》

代表的な評価指標である「GPA」について、導入を見据えて成績評価方法の変更等を行っている。現状では課程修了時の有力な評価指標としては、学部では卒業論文、大学院では修士論文（または特定の課題についての研究の成果）・博士論文の評価が挙げられる。学部で卒業論文を必修としてない学科については、カリキュラム上の主要科目の評価が指標となっている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学修成果を測定する適切な評価指標の開発は、学位授与に関する方針と関連させつつ、継続的に検討する必要がある。

②学位授与基準および学位授与手続き

【現状】

▶《基盤評価関連》

学則の定めに基づく卒業・修了の要件は、履修要覧に掲げられている他、ガイダンスでも学生に明示している。

修士論文・博士論文とも、専攻ごとに、学位授与に関する方針に基づく論文審査基準を設け、これを大学 Web サイト等に掲げている他、ガイダンスでも学生に明示している。また、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻（各修士課程）においては、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準を修士論文に準ずるとしており、これも学生に明示している。

▷《達成度評価関連》

学則の定めに基づく卒業・修了の要件および学位授与に関する方針（＝明文化された手続き）により、各学科・研究科の検討、および教授会・研究科委員会の議を経て（＝明確な責任体制）、学位授与がなされている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位授与をしているが、2016年度から2学部体制になるのにもない、学位授与に関する方針の再設定が必要である。

5 学生の受け入れ

①学生の受け入れに関する方針

【現状】

▶《基盤評価関連》

大学の理念・目的を踏まえ、学生の受け入れに関する方針を次のように定め、学科・専攻単位で、この方針に沿って学生募集・入学者選抜を行っている。また、この方針は、大学 Web サイトや募集要項等によって受験生を含む社会一般に公表している。

学生の受け入れに関する方針

(文学部)

国語国文学科

日本の古典や近現代の文学作品、また、私たちが普段使っている日本語に興味・関心を持っている人を求めます。奈良時代から平成の現代に至る各時代の文学作品や、日本語の歴史・方言あるいは外国人に日本語を教えることについて、広く学ぶとともに、特に自分が興味を抱く領域を軸として、自分で問題を発見し、これを深く掘り下げることが期待されます。

フランス語フランス文学科

フランス語圏の社会、文化への関心をてがかりに、自分自身について、あるいは社会や世界についてしっかり考え、また関与していくことのできる人を求めます。そして本学、とりわけ本学科での学習を通じて、フランス語をはじめとする複数の言語を身につけ、それらの言語圏の社会、文化を理解し、自分とは異なった文化的背景を持つ人たちとのコミュニケーションを円滑にすすめるための努力を怠らない姿勢や、他者との協調性を身につけていくことが期待されます。

英語英文学科

英語圏の言語、文学、文化に強い関心と高い学習意欲を持つ人を求めます。卒業後の進路は大学院進学、司書、通訳、翻訳家といった専門職、英語を使う職種や教職、金融、保険を含む一般企業等多彩です。自分の将来の夢にあわせて、英語英文学科の提供する幅広い選択肢のなかから、自分で「学び」を創り、高い英語運用能力を身につけ、将来の人生設計に生かすために、積極的に、かつ地道に努力できる人を期待しています。

児童文化学科／児童文学・文化専攻

児童文学・絵本をはじめ、広く児童文化に関わる研究や創作に興味を持ち、文学的探求心に富んだ人、また、現代の子ども状況に関心があり、将来、童話・絵本作家、翻訳家、図書館司書、児童書編集者、専門研究者、評論家、幼稚園や小学校の教員を目指す方たちを待望します。

児童文化学科／発達心理学専攻

人が社会の中でどのように発達し、変化していくかに関心を持ち、それを科学的・実証的に探究することに興味を持っている人を求めます。それを基礎にして、保育・教育・医療などの場で発達・臨床支援を目指して学びたい人も求めます。そのためには、実験や調査、観察など、心理学の基礎となる学習や作業に積極的に取り組むことが必要です。発達心理学の知識を生かして保育士・幼稚園教諭・小学校教諭資格の取得を希望する人、公務員の心理専門職を目指す人も歓迎です。

(大学院)

発達心理学専攻

【博士課程】

発達心理学および発達臨床心理学に関する研究・教育の場や、発達臨床または発達支援の現場において、専門的な活動をする人を望む人で、学士課程レベルの心理学および発達心理学の知識や理論を学習し、心理学研究の基本的な方法を習得した人を求めます。

【博士課程】

発達心理学および発達臨床心理学に関する研究・教育に従事することを望む人や、発達臨床または発達支援の現場において高度の専門的力を活かして活動することを望む人で、修士課程レベルの心理学および発達心理学の知識や理論を修得し、心理学研究の方法によって論文を作成した経験を持つ人を求めます。

児童文学専攻

【博士課程】

児童文学・児童文化の研究の前提となる基本的知識を備え、専門分野における研究に意欲を持つ人。そうした研究を通して自らの想像力・創造力を発展させることおよび社会の発展に寄与することを希望する人を求めます。

【博士課程】

児童文学・児童文化の研究の前提となる基本的な知識を備え、専門分野における研究に意欲を持つ人。そうした研究を通して自らの想像力・想像力を発展させることおよび社会の発展に寄与することを希望する人。修士課程における学修を基礎に、より高度な研究を目指す人を求めます。

国語国文学専攻

【修士課程】

国語および国文学に関する一定の専門的な知識を有し、国語および国語を用いて表現されるもの全般に関する研究をとおしてさらに体系的な専門知識を身につけ、研究者、教育者をはじめ、わが国の文化の発展に積極的に寄与し、社会に貢献することを希望する人を求めます。

フランス語フランス文学専攻

【修士課程】

フランス語およびフランス語を用いて表現された文学・文化の研究の前提となる基本的な知識を備え、専門分野における研究に強い意欲を持つ人。そうした研究をとおして社会の発展に積極的に寄与することを希望する人を求めます。

英語英文学専攻

【修士課程】

イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、英語学・英語教育学の研究分野のうち、少なくとも一つの分野において、一定の専門的知識と英語力を有し、体系的に学識を深め、柔軟な思考性と客観的判断力を磨き、高い専門性と幅広い教養を学び、修得した専門知識や研究能力を基盤に、社会に貢献したいと希望する人を求めます。

言語・文学専攻

【博士課程】

日本語、フランス語、英語等の言語、および、それらを用いて表現された文学や文化について専門的な研究を行うために必要な知識と言語能力を有し、深い洞察力と思考力を持って新たな問題提起や発見を成し遂げることで、研究の発展に寄与することを希望する人を求めます。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

方針は学部については学科・専攻単位、大学院については専攻単位で定められており、適切な形で受験生を含む社会一般に公表がなされている。

②学生募集・入学者選抜方法の適切性

【現状】

▶《基盤評価関連》

学部における入学者選抜方式には、(1) センター試験利用入試 (2) 一般入試 (3) AO 入試 (4) 社会人入試 (5) 帰国子女入試 (6) 推薦入学選考 (7) 編入学試験、と7つの種類があるが、「建学の精神」や「教育目標」の深い理解を出願条件とする専願制の入試だけでなく、入学希望者が自身の個性や能力、状況に応じた入学選抜方式を選択できるように配慮している。そのために、学力重視型の入学者選抜方式で

ある「一般入試」と「センター試験利用入試」では、以下のような選抜方法の違いを設けることで、学力という同一の評価指標を利用するに際しても、異なる角度から入学希望者の能力を測ることが可能となるよう位置づけている。

① センター試験利用入試

大学入試センター試験の成績を利用した3教科型の入学者選抜方式で、各学科・専攻により受験科目が異なり、特定教科の傾斜配点を行っている。学力重視型の入学者選抜であり、総合得点により合否判定される。3教科型であるために、一般入試と異なり、得意科目の突出した得点だけでは合格ラインに達することが難しく、複数教科・科目にわたるバランスのよい学力が求められる。

② 一般入試

国語と外国語の2教科型の試験で、各学科・専攻により特定教科の傾斜配点を行っている。学力重視型の入学者選抜方式であり、総合得点により合否判定される。国語国文学科・フランス語フランス文学科・英語英文学科では、傾斜配点されている学科の学びと関連した特定教科の成績が、結果として合否を左右される可能性が高く、得意科目の得点を活かしやすい。

大学院における入学者選抜方式には、修士課程については、(1) 11月期入試 (2) 2月期入試 (3) 内部進学選考、がある。ただし、発達心理学専攻発達臨床心理学コースについては、11月期入試のみの実施であり、また、7月に行っている内部進学選考は本学学部にて在籍する卒業見込みの学生を対象としたもので、国語国文学専攻・フランス語フランス文学専攻・英語英文学専攻のみで実施している。博士課程については、2月期に実施する入学者選抜試験のみである。

▷ 《達成度評価関連》

学部における入学者選抜方式については、AO入試・社会人入試・帰国子女入試・推薦入学選考・編入学試験では個別面接を実施することで、それぞれの学科・専攻が学生の受け入れ方針に掲げる入学者に求める意欲・関心を有しているか確認している。

大学院における入学者選抜方式については、いずれも面接を課しており、また、学生の受け入れ方針に掲げる必要な基本的知識・専門知識については筆記試験ないし出願書類にて確認している。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は、整合性に留意して工夫され、おおむね適切な選抜が行われているが、学部において各学科・専攻単位で設定されている学生の受け入れ方針は、受け入れる学生に求める学習成果について具体的に明示されていない部分がある。

③入学定員・収容定員の管理

【現状】

▷ 《基盤評価関連》

学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は次のとおりである。

文学部	1.20
国語国文学科	1.18
フランス語フランス文学科	1.17
英語英文学科	1.17
児童文化学科／児童文学・児童文化専攻	1.31
児童文化学科／発達心理学専攻	1.23

学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率は次のとおりである。

文学部	1.21
国語国文学科	1.17
フランス語フランス文学科	1.16
英語英文学科	1.17
児童文化学科／児童文学・児童文化専攻	1.38

児童文化学科／発達心理学専攻 1.21

研究科・専攻における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は次のとおりである。

大学院（文学研究科）

・修士課程	0.79
発達心理学専攻	0.90
児童文学専攻	1.10
国語国文学専攻	1.10
フランス語フランス文学専攻	0.73
英語英文学専攻	0.23
・博士課程	0.79
発達心理学専攻	0.75
児童文学専攻	0.80
言語・文学専攻	0.56

研究科・専攻における収容定員に対する在籍学生数比率は次のとおりである。

大学院（文学研究科）

・修士課程	0.90
発達心理学専攻	0.95
児童文学専攻	1.08
国語国文学専攻	1.50
フランス語フランス文学専攻	0.75
英語英文学専攻	0.17
・博士課程	0.75
発達心理学専攻	0.58
児童文学専攻	0.89
言語・文学専攻	0.80

【点検・評価】

《改善を要する事項》

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、児童文化学科児童文学・文化専攻で1.31、児童文化学科発達心理学専攻で1.23と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、児童文化学科児童文学・文化専攻で1.38、児童文化学科発達心理学専攻で1.21と高い。

⑤学生募集・入学者選抜に関する適切性の検証

【現状】

▷《達成度評価関連》

学部については、学生の受け入れの適切性の検証は入試委員会を中心に行われている。また、大学院については、学部における入試委員会にあたる役割を大学院専門委員会が担っている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学生の受け入れの適切性を検証するための責任主体・組織・権限等はおおよそ明確になっている。検証プロセスについては、学部では機能しているが、大学院については大学院専門委員会の取り扱い議題が多岐に渡るため、十分に機能していない側面も見られる。

6 学生支援

①学生支援に関する方針

【現状】

▶《達成度評価関連》

大学の理念・目的を踏まえ、学生支援に関する方針を次のように定め、この方針に沿って学生支援を展開しており、方針は自己点検・評価活動を通じて共有を図っている。

学生支援に関する方針

「少人数教育を実践するカトリック女子大学の特性を活かし、学生一人ひとりの大学生活を質の高いものとするため、学生との意見交換や現状把握等を踏まえ、適切な支援体制の整備・充実を図る」

【点検・評価】

《改善を要する事項》

方針は明確に定められているが、引き続き適切な方針設定に向けて検討の余地がある。教職員間における方針の共有が自己点検・評価活動を通じてのレベルに留まっており、十分とは言えない。

②学生への修学支援

【現状】

▶《基盤評価関連》

教務部に教務課および資格課程課を置き、学生の科目履修全般の相談窓口としての機能を持たせるだけでなく、各学科・専攻および宗教科・共通科目それぞれに共同研究室を設け、卒業生の専任職員を配置することで、よりきめ細かに学生の履修相談に対応できる仕組みを整えている。なお、学科・専攻研究室に配置される職員は教務課に所属しており、修学支援を行う職員間での連携を密に行っている。また、各学科・専攻の学年単位で教員アドバイザーを置いており、重層的な仕組みによるきめ細かな支援体制を構築している。オフィスアワーについては、全ての専任教員が設定を行っており、その時間については「学生生活ハンドブック」等により学生に周知されている。

留学者および休・退学者の状況については、このような重層的な仕組みを活用し、各学科・専攻と教務課が連携して把握し、相互に情報共有を図っている。

学生の能力に応じた補習・補充教育については、小規模大学としての機能的特徴を活かし、学生の個々の状況に鑑みて教職員が適切と思われるタイミングと方法で支援を行っている。共通科目では「コンピュータ・リテラシー基礎」、フランス語フランス文学科では「フランス語寺子屋」を正課外で開設し補習教育を試みるなど、各学科・専攻として組織的な支援の仕組みも、学生の实情に応じて適宜工夫を施して展開されている。また、e-ラーニングシステムが2011年度より導入されており、現在では「英語」「中国語」の正課外での語学学習支援として活用され、補習教育の一環としても一部授業と連携した取組を展開している。なお、e-ラーニングシステム利用者のサポートはグローバルビジネスプログラム支援センターにて行っている。

障がいのある学生に対する修学支援の体制づくりは、学生生活課を中心として、2015年度より、関係する教職員によるワーキンググループを組織され、具体的な検討に着手している。

学生の経済的な支援としては、白百合女子大学奨学金、白百合女子大学同窓会奨学金、外国留学規程内規にもとづく奨学金など大学独自の奨学金を設けているほか、日本学生支援機構の奨学金制度についても広く学生にガイダンスなどを通じて周知を行っている。本学独自の奨学金はいずれも給付型奨学金であり、本年度の奨学金給付総額は2,301万円で、受給者数は述べ82名である。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

小規模大学の特色を活かした、きめ細かな重層的な支援体制が構築され、教職員の密接な連携のもとに、学生への学修支援が展開されている。

《改善を要する事項》

障がいのある学生に対する学修支援体制については、現在ワーキンググループでの検討を開始した段階にあり、具体的取組施策とその実質的な運用で課題が残る。

③学生への生活支援

【現状】

▶《基盤評価関連》

学生支援部に学生生活課および学生相談室、健康相談室を置き、履修指導・進路支援をのぞく学生生活全般の相談窓口としての機能を持たせるだけでなく、各学科・専攻および宗教科・共通科目の共同研究室を設け、卒業生の専任職員を配置することで、よりきめ細かに学生生活に関する相談に対応できる仕組みを整えている。また、各学科・専攻の学年単位で教員アドバイザーを置いており、重層的な仕組みによるきめ細かな支援体制を構築している。学生相談室は平日（月～金）開室しており、人員は臨床心理士の有資格者である非常勤カウンセラー（女性）3名、受付を担当する専任職員（女性）1名、その他非常勤職員（女性）1名で構成されている。健康相談室もまた平日開室であり、人員は非常勤内科医（校医）1名、非常勤精神科医1名、看護師（女性・専任）1名、受付を担当する専任職員（女性）1名、非常勤職員（女性）1名で構成されている。

ハラスメント防止のための措置としては、「ハラスメント防止規程」に基づき「ハラスメント防止および問題解決のためのガイドライン」などが定められている。「ハラスメント相談員」については、年度初めに学生に配付する「学生生活ハンドブック」に記載を行い周知するほか、広く学生・教職員への周知を図るため、学内掲示を年間とおして行っている。なお、大学で独自に作成している「相談の手引き」は、毎年度、新入生や新たに着任する専任・非常勤職員に配布しており、2015年度は学内において専門家を講師とした勉強会を実施した。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

小規模大学の特色を活かした、きめ細かな重層的な支援体制が構築され、教職員の密接な連携のもとに、学生への生活支援が展開されている。

《改善を要する事項》

特になし。

④学生への進路支援

【現状】

▶《基盤評価関連》

学生支援部にキャリア支援課を置き、学生の進路相談窓口としての機能を集約させている。また、キャリア支援課にはグローバルビジネスプログラム支援センターが置かれており、教学カリキュラム上に位置づけられた「グローバルビジネスプログラム」と密接に連携する形で、国際的就業力の養成をめざしつつ進路支援が展開されている。

▶《達成度評価関連》

学生の進路選択に関わるガイダンスや、就職に関する体系的な指導や助言は、専任職員6名、カウンセラーは1日平均2名の総勢8名体制できめ細やかに実施されている。3年次の11月から開催される学内セミナーの開催は170回におよび、企業・業界研究、時事問題など幅広いテーマを設けている。2015年度からは各学科・専攻の2年次必修科目として「キャリア研究」という半期授業が設定され、正課内においても学生のキャリア形成のための取組がスタートした。

また、キャリア支援全般に関する卒業予定者アンケートと毎年実施しており、アセスメントの機会を定期的に設け、この結果を次年度以降の支援内容の改善につなげている。就職率だけでなく、進路指導の適切性を示す指標としての「就職先への満足度」をとりわけ重視しており、2016年3月卒業生における就職先への満足度は回答者の80%が「非常に満足」「満足」と回答している。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

学生規模を活かした丁寧なキャリア支援が展開されており、なおかつその支援内容の適切性を検証するための仕組みが整えられて、改善に具体的に活かされている。

《改善を要する事項》

特になし。

⑤学生支援に関する適切性の検証

【現状】

▶ 《基盤評価関連》

学部については、学生支援に関する適切性の検証は学生・就職委員会を中心に行われている。また、大学院については、学部における学生・就職委員会にあたる役割を大学院専門委員会が担っている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

学生支援の適切性を検証するための責任主体・組織・権限等はおおよそ明確になっている。検証プロセスについては、学部では機能しているが、大学院については大学院専門委員会の取り扱い議題が多岐に渡るため、十分に機能していない側面も見られる。

7 教育研究環境

①教育研究等環境の整備に関する方針

【現状】

▶《達成度評価関連》

全学として、大学の理念・目的を踏まえ、教育研究等環境の整備に関する方針を次のように定め、キャンパスの施設・設備はこの方針に沿って整備を行っており、方針は自己点検・評価活動を通じて共有を図っている。

教育研究等環境の整備に関する方針

「学部および大学院研究科の教育研究のすべてが一つのキャンパスで展開される環境を踏まえ、学術的活動を支える必要かつ適切な教育研究環境の整備・充実を図り、維持・管理する」

【点検・評価】

《改善を要する事項》

方針は明確に定められているが、引き続き適切な方針設定に向けて検討の余地がある。教職員間における方針の共有が自己点検・評価活動を通じてのレベルに留まっており、十分とは言えない。

②校地・校舎および施設・設備

【現状】

▶《基盤評価関連》

校地面積 55,290 m²（基準は 16,000 m²）、校舎面積 36,040 m²（基準は 7,602 m²）はともに設置基準を満たす十分な環境を確保している。講義室と演習室を合わせた教室数は 74 教室であり、在籍学生数（2015 年 5 月 1 日現在：2,020 人）に対して、全教室の収容人員は 4,200 人となっている。その他に自習室、多目的ホール、運動場、体育館、講堂、図書館、学生食堂、カフェテリア等、学生の正課・正課外の活動に必要な施設・設備を整備している。

▶《達成度評価関連》

管理については施設管理課および管財課が中心になってこれに当たり、衛生・安全の確保のため「安全・衛生委員会」が設けられている。バリアフリー対応では、エレベーターや電動昇降機など車いすに関しては最低限の対応はなされており、毎年改良を加えている。施設・設備の安全性については安全・衛生委員会が適宜対応している。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

管理体制、安全・衛生確保のための体制は十分に整えられ、機能している。

《改善を要する事項》

バリアフリー対応については、まだ完全なバリアフリーは実現していない。そのため利便性の向上がさらに求められる。

③図書館・学術サービスの機能

【現状】

▶《基盤評価関連》

蔵書数は和書洋書合わせて 288,378 冊（数字はすべて 2015 年 3 月 31 日現在）、雑誌は学術雑誌を中心に和雑誌洋雑誌合わせて 5,284 種類、電子ジャーナルは国内国外合わせて 30,952 種類、データベース 5 種類、マイクロフィルム・マイクロフィッシュ合わせて 174 タイトル、その他の視聴覚資料 2,500 タイトル以上。蔵書は各専門の学科・専攻に基づいて構築されている。

専門的な知識を有する職員配置については、専任スタッフ 6 名、臨時スタッフ 2 名の計 8 名となっており、うち司書資格を有する者は 6 名である。これに、図書館業務を専門とする業務委託スタッフ 8 名（うちフルタイム 6 名）が加わり、質の高い図書館・学術情報サービスを提供している。また、各種研修

会への職員の派遣および図書館内での研修会の実施等を通じて、図書館スタッフのスキルアップと図書館サービスのレベルアップを図っている。

▷ 《達成度評価関連》

図書館は利用者に OPAC を提供するとともに、学術データベースへのアクセス環境を整えている。機関リポジトリは、図書館がその管理主体となり研究成果を公開している。図書館の座席数は 232 席、利用者に提供される端末台数は据え置きと貸出しを合わせて 38 台、この他に OPAC 専用端末 12 台を整えている。開館時間は平日（授業開校日）で 8 時 40 から 20 時までと学生に利用しやすいものとなっている。土曜日も時間を短縮して開館されている。夏休み等長期休業期間中の開館日数は年間で合わせて 70 日に及んでいる。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

質・量ともに、大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うための必要な図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。また、専門的知識・経験を有するスタッフも不足なく配置されている。図書館における学術情報へのアクセスは充実しており、全体の利用環境も学生の学修に配慮がなされている。

《改善を要する事項》

特になし。

④教育研究等の支援環境・条件

【現状】

▶ 《基盤評価関連》

専任教員に対して支給される「個人研究費」だけでなく、「研究奨励規程」や「共同研究規程」を設け、これに申請し認められた個人またはグループに研究費を支給している。また、専任教員数（77 人）に対し、個人研究室 71 室、共同研究室 16 室の計 87 室が整備されており、専任教員の個室率（専任教員数に対する個室研究室数の割合）は 92%である。

▷ 《達成度評価関連》

ティーチング・アシスタント（TA）は「ティーチング・アシスタント規程」に基づき整備されている。また、語学学習の支援要員としての外国人ティーチング・アシスタントについては、「ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント配置基準」に基づき、現在は英語とフランス語についてそれぞれ 1 名が配置されている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

研究活動に必要な研究費は大学の方針に沿ってほぼ整備されている。また専任教員のための研究室は整備されていると言えるが、個室率については 92%と、まだ万全ではない。

⑤研究倫理遵守のための措置

【現状】

▶ 《達成度評価関連》

研究倫理については、いまだ整備されておらず、現在、総務課により検討中である。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

研究倫理に関する規程については整備が進んでいない。施設管理課および管財課を中心に、教育研究等環境の適切性を検証するための責任主体・組織・権限等はおおよそ明確になっているが、検証プロセスについては、いまだ十分に機能していない。

⑥教育研究環境等に関する適切性の検証

【現状】

▶ 《達成度評価関連》

教育研究等環境の適切性を検証するにあたっては、その責任主体・組織・権限等は施設管理課および管財課となっている。施設の安全性に関しては、安全衛生委員会において定期的に検証を行っている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

施設管理課および管財課を中心に、教育研究等環境の適切性を検証するための責任主体・組織・権限等はおおよそ明確になっているが、検証プロセスについては、いまだ十分に機能していない。

8 社会連携・社会貢献

①社会との連携・協力に関する方針

【現状】

▷《達成度評価関連》

設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会が大切にしている「奉仕の精神」を基盤とし、自ら進んで社会に貢献する人材の育成をつうじて、社会とのつながりを大切にすること、地域での教育・文化活動での協力・連携に加えて、学生による社会貢献活動をバックアップし、その興味・関心を世界に向けることを大学の基本的姿勢として、大学 Web サイトをつうじて広く社会に発信している。

その上で、全学として、大学の理念・目的を踏まえ、社会との連携・協力に関する方針を次のように定め、この方針に沿って取り組みの推進を図っており、方針は自己点検・評価活動を通じて共有を図っている。

社会との連携・協力に関する方針

「自ら進んで他者に奉仕し、社会に貢献しようとする心の育成をめざす観点から、近隣地域をはじめ、広く教職員および学生による社会への教育活動や社会貢献活動を展開し支援する」

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

社会との連携・協力は、キリスト教カトリシズムに基づく「奉仕の精神」を基盤とする本学の建学の精神の体现であり、方針の策定以前に、学生・教職員間での活動推進に対する共通理解が浸透している。

《改善を要する事項》

方針は明確に定められているが、引き続き適切な方針設定に向けて検討の余地がある。教職員間における方針の共有が自己点検・評価活動を通じてのレベルに留まっており、十分とは言えない。

②教育研究成果の社会への還元

【現状】

▷《達成度評価関連》

大学主催の公開講座として「宗教講座」を通年にわたり大学キャンパスにて開講しているほか、公益財団法人調布市文化・コミュニティ財団主催による「ちょうふ市内・近隣大学等公開講座」に毎年度、本学専任教員を講師として派遣し、地域と連携した生涯学習の機会提供を行っている。また、2013年度からは英語英文学科主催による「小学校英語公開セミナー」を毎年開催しており、子どもにやさしい英語教育をどのように進めていくかという問題について、地域の教員や保護者と一緒に考える機会を持っている。定評のある語学教育を通じた地域への教育成果の還元をめざし、フランス語教育研究会が主催する形で「小学生フランス語教室」を実施し、フランス人ティーチング・アシスタント、留学生、大学院生、学部学生とともに、楽しみながらフランス語やフランス文化に触れる機会を設けているほか、英語英文学科では稲城市等の公立小学校において「小学校英語授業サポート活動」を展開し、児童英語指導者養成課程を履修している学生が、グループで児童の英語学習の支援を行っている。また、近隣の小中学校との教育活動を通じた連携プログラムや学生・児童参加型のイベントが近年活発に行われている。

2011年度からスタートしている調布市せんがわ劇場との地域連携事業では、教員と学生が授業の中で作り上げた作品が公演され、児童文学から外国文学まで幅広いジャンルにわたり、文学部の特長を活かしたプログラムを提供している。2015年度は、絵本朗読・紙芝居・アニメーション上映・リーディング公演を実施した。

また、大規模地震発生のリスクが高まる中、災害時の地域との協力体制の検討が進められており、2016年3月には調布市との間で、災害時における協力体制に関する覚書を締結し、乳幼児を連れた女性等の短期避難所としての大学施設の提供や市内災害場所および避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣などを行うこととした。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

方針に沿った社会連携・社会貢献について、さまざまな部門・部署・学内団体が実施主体となって実施している。

《改善を要する事項》

特になし。

③社会連携・社会貢献に関する適切性の検証

【現状】

▷ 《達成度評価関連》

地元自治体である調布市との連携窓口は企画調査室が担っており、企画調査室が責任主体として適切性の検証を行っている。一方で、その他の自治体・学校・企業・NPO等の連携や、学生のボランティア活動、研究の社会還元については、各部門・部署・学内団体が個々に展開しており、これらの活動の適切性の検証における責任主体はそれぞれが担っている。

これらの活動の情報を集約し、外部発信を行うため、教務部に社会貢献推進担当の職員を置き、大学 Web サイトを通じての外部への情報発信をスタートさせている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

建学の精神に基づき、本学の教育・研究、正課・正課外を問わず、さまざまな部門・部署、学生・教職員が直接的に関わる形で社会貢献・社会連携の活動が長らく展開されており、そのために適切性の検証が、取組を行う当事者による不定期なものにとどまっている。

9 管理運営・財務

I 管理運営

①管理運営に関する方針

【現状】

▷《達成度評価関連》

管理運営に関する方針を次のように定め、大学の理念・目的の実現に向けてこの方針に沿って管理運営を行っており、方針は自己点検・評価活動を通じて共有を図っている。

管理運営に関する方針

「教育目標の実現に向けて、効果的に機能する組織であるために、学長を頂点とする管理運営組織によって『建学の精神』に裏打ちされた管理運営を行い、教育研究等の活動を支援・促進する」

【点検・評価】

《改善を要する事項》

方針は定められているが、中長期の大学運営のあり方は明確に示されておらず、引き続き適切な方針設定に向けて検討の余地がある。教職員間における方針の共有が自己点検・評価活動を通じてのレベルに留まっており、十分とは言えない。

②学内関連規程の整備と運用

【現状】

▷《基盤評価関連》

学長・大学院研究科長・学科長等、所要の職制および教授会・研究科委員会・科会・学内委員会等の組織は必要に応じて設置されている。白百合女子大学教職員規程第2条第2項において「学長は大学運営の責任を負い、全組織を統括する。その補佐機関として運営委員会を置く」と定めるとともに、教授会については、白百合女子大学教授会規程第6条にその審議事項を以下のとおり定めている。

■白百合女子大学教授会規程（抜粋）

（審議事項）

第6条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学および卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

なお、白百合女子大学教授会規程第6条第1号第3号に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、(1) 教育課程の編成に関する事項 (2) 試験に関する事項 (3) 学生の進級に関する事項 (4) 学生の賞罰に関する事項 (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項を「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて」として別途定めている。

規程自体が未整備のものについては、2016年4月からの二学部制への移行を契機としての検討・整備に努めている。

▷《達成度評価関連》

教学における意思決定プロセスについては、検討の結果、2016年4月より試行され、その後の運営の中で必要な改善を随時講じることで、本学に適した教学運営の仕組みを模索することとしている。各種委員会の役割と権限については「自己点検・評価」「FD推進」「国際交流」「図書館運営」の各委員会規程にて規定されているが、規程未整備の委員会については現在検討段階にある。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

各種規程の整備に順次着手しているものその進捗については十分ではない。そのため職制・組織が置かれているものの、その役割と権限・責任が必ずしも明確とは言えない。

③事務組織の構成と人員配置

【現状】

▶ 《基盤評価関連》

大学運営に必要な事務組織については、企画調査室・事務局長室のほか、部制の下に、教務部、学生支援部、図書館事務部、入試・広報部、総務部が設けられており、必要な事務組織を置いている。人員配置の適切性に関しては、想定される業務内容に応じて、各部署に必要な人員配置が行われるよう努めている。

また、学長が招集する事務組織の会議体として「事務部長会議」「事務責任者会議」を設け、週1回の頻度で所管業務の報告、連絡、調整を行い、業務の円滑化を図っている。なお、その構成員や審議事項、開催頻度等はそれぞれ内規において明文化している。

▷ 《達成度評価関連》

事務機能の改善・事務内容の対応化への対応は、事務分掌として明文化されたものとして共有はされていないが、組織改編や業務移管といった形で行われている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

大学運営に必要な事務組織は相応に設けられている。ただし、それぞれの事務分掌が明確に定められておらず、合理的・効果的な人員配置が実現されているか、その検証を困難にしている。

④事務職員の評価とスタッフ・ディベロップメント

【現状】

▶ 《達成度評価関連》

専任・非常勤職員を対象とした学内全体研修（年1回）をはじめ、専任職員に対しては、所属長の指導の下、個別の職能開発上の課題に応じたカフェテリア的な外部派遣研修によりスキルアップを図っている。また階層別研修としての新任管理職を対象とした外部研修への派遣を行うとともに、学外学会・研究会・セミナーなどの開催情報を随時提供することで、教育支援に必要な職能開発における自己啓発活動を促している。本年度は聖心女子大学・清泉女子大学とともに3大学合同での管理職研修を合宿形式で実施した。

建学の精神にもとづく教育目標の実現という意味で、キリスト教カトリックの教えによる教育について、より深い理解を図るべく、司祭（神父）による事務職員対象の「神父講話会」を複数回にわたり開催しているほか、事務職員の仕事に対する基本姿勢を共有すべく「Vitis」とよばれる行動指針を記したカードを専任・非常勤問わず事務職員が携帯し、各部署ではこれを掲示している。

事務職員の業務評価については、給与と連動した人事考課制度は現在のところ採用していない。ただし、これまで分離していた人事と研修のそれぞれの所管部署を2016年度より総務課に一本化する予定であり、効果的な研修体系の構築に向けた相互の連動を視野に入れている

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

業務遂行にあたり、カトリック精神に根ざした行動指針を具体的に明文化し、これを共有することで、建学の精神にもとづく教育目標の実現に向けての事務職員の主体的な取り組みを促している。

《改善を要する事項》

事務職員の資質向上のためのスタッフ・ディベロップメントとしての研修体系・情報提供等の仕組みは整備されているものの、整備された研修体制を利用しつつ、スキルアップを効果的に進める上で、スタッフ・ディベロップメントと異動・昇格等とのリンクが図られていない点は、検討の余地があり、人事考課

制度の速やかな導入、実効性ある立ち上げが求められる。

⑤管理運営に関する適切性の検証

【現状】

▷《達成度評価関連》

管理運営の適切性については、学長が招集し、議長として議事を主宰する運営委員会あるいは事務部長会議において必要に応じて検証が行われている。本年度については、教学意思形成プロセスに関する学内議論をとおしても検証が行われた。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

管理運営の適切性を検証するための責任主体・組織・権限等はおおよそ明確になっているが、検証プロセスについては、いまだ十分に機能していない。

II 財務

①財政的基盤の確立

【現状】

▷《達成度評価関連》

固定資産・流動資産ともに安定した運営に必要な財務基盤を確立している。ただし、近年限界収益の逡減傾向が続いている。中・長期的な教育研究計画に対する中・長期的な財政計画は策定されていないが、収入の柱となる学納金・手数料・寄付金・補助金・運用収入の有機的な連携をめざしている。

2014年度の文部科学省学術研究費補助金総額は17,680,000円、その他の学外研究費は2,500,000円となっている。文部科学省学術研究費補助金総額は、2012年度は11,050,000円、2013年度は16,100,000円であり、近年、獲得額は増加傾向にある。資産運用はリスクコントロールを基本にした安全・安定運用のポートフォリオ組成に努めている。財務関係比率は教育研究比率・人件費比率の目標値を掲げている。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

運営に必要な当面の財務基盤は確立されているものの、中・長期的な教育研究計画（事業計画）の策定と、それにもとづく中・長期的な財政計画の策定がなされていない。そのことが短期的にも、収支のバランスの見直しや支出面での対策を講じる上での障害となっている側面が見られる。文部科学省学術研究費補助金・外部資金の獲得に向けては、教学マネジメント体制の下での全学的対応が必ずしも十分に行われているとは言えない。

②予算編成と予算執行の適切性

【現状】

▶《基盤評価関連》

財務監査については、監査法人による定期的な期中・期末監査が実施され、法人本部に集約したのち、理事会にて報告・検証・決定がなされている。

▷《達成度評価関連》

毎年度の予算編成は、前年度の予算配分を前提としつつ各部門・部署からの予算申請に基づき、学長・事務局長・総務部長の下で開かれるヒアリングを踏まえて最終的な予算案の編成が行われている。なお、予算執行については、稟議規程を定め、一定額を超える外部発注に関しては相見積もりを必須とするなど、適正な予算執行のための仕組みが整備されている。2015年度からは電子稟議システムが本格稼働し、決裁事務が省力化・スピード化された。

【点検・評価】

《改善を要する事項》

予算配分は既得分の継続に重点がおかれ、メリハリのついた配分・執行を行いにくい構造となっており、予算管理のあり方を抜本的に見直す必要がある。独立した学内監査組織が存在しないため、チェック機能

が適切に働く仕組みは未整備である。

10 内部質保証

①点検・評価の実施と情報公開

【現状】

▶《基盤評価関連》

2008年4月に「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」が発足しており、その任務は以下のとおりである。

■自己点検・評価委員会規程（抜粋）

第2条 委員会は、自己点検・評価を実施するために、本学の建学の精神に基づき、大学の教育理念・目標をたえず検証するとともに、次に掲げる事項を行う。

- (1) 点検・評価の実施組織等の体制に関する事項
- (2) 点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関する事項
- (3) 点検・評価の実施に関する事項
- (4) 点検・評価に関する報告書の作成および公表に関する事項
- (5) 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
- (6) 学校教育法に定める認証評価に関する事項
- (7) 点検・評価の目的達成のために必要なその他の事項

自己点検・評価委員会は規程が定める役割に基づき、自己点検・評価を毎年度実施しており、その結果を報告書という形で、大学 Web サイトにて広く公開している。また、学校教育法施行規則第172条の2に掲げられる教育研究活動等の情報公開についても、大学 Web サイト上で網羅的に必要な情報を閲覧できる状態にある。財務情報は「事業報告書」「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」を大学 Web サイト上で毎年度公表するとともに、大学ニュースにおいても併せて財務状況について補足説明を付け掲載・公表をしている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

定期的な自己点検・評価活動が規程に基づく組織を中心に実施されており、その報告についても毎年滞りなく大学 Web サイトを通じて公表が行われている。また教育研究活動等の状況や財務状況についても同様に適切な形で情報公開が行われている。

《改善を要する事項》

特になし。

②内部質保証システムの整備

【現状】

▶《達成度評価関連》

内部質保証のための PDCA サイクルを回していく組織的仕組みについて明文化されたものはないが、自己点検・評価委員会を中心として関連する部門・部署・委員会と連携し、毎年度「自己点検・評価シート」の作成を行い、この作業を通じて各責任主体単位での PDCA サイクルの循環を促している。

また、これまで本学における PDCA 推進体制について、全学でのイメージ共有が十分になされていなかったことが、各部門・部署での PDCA サイクルの循環が滞りがちである要因の一つであると考え、これを図式化したものを自己点検・評価委員会で作成すべく検討を行った。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

「自己点検・評価シート」や「PDCA 推進に向けた体制イメージ図」の作成など、サイクルを循環させるための工夫について自己点検・評価委員会が中心となり、継続的に検討が行われている。

《改善を要する事項》

ただし、内部質保証のための PDCA サイクルを回していく組織的仕組みを裏付ける規程や手続きが未

整備であり、現状では十分に機能しているとは言えない。

③内部質保証システムの機能的運用

【現状】

▷《達成度評価関連》

一部項目の大学間での相互評価について検討がなされた経緯はあるが、学外者等の意見を聴取する等、客観性・妥当性を高める取り組みについては、具体的に着手までには至っていない。文部科学省からの本学への指摘事項はないが、認証評価機関からの指摘事項に関しては、毎年実施する自己点検・評価作業において、対応に関する進捗状況をチェックしており、迅速な検討と対応を促している。

2015年4月に通知を受けた大学基準協会からの「改善報告書」の検討結果では、「2010年度の本協会による大学評価に際し、問題点の指摘に関する助言として17点の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」とされ、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」となっている。

【点検・評価】

《効果が上がっている事項》

認証評価機関からの指摘事項について、自己点検・評価委員会と各部門・部署・委員会が連携をしつつその対応状況の把握と対処がなされており着実に改善が図られている。

《改善を要する事項》

自己点検・評価の客観性・妥当性を高める取り組みについては、具体的な着手ができていない。